

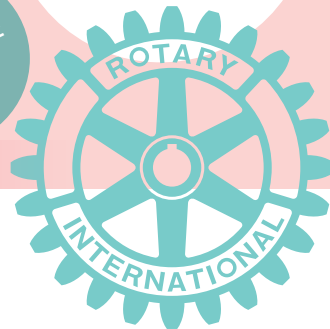
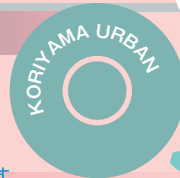


国際ロータリー第 2530 地区 郡山アーバンロータリークラブ

国際ロータリー第2530地区ガバナー 鈴木 邦典
会長 佐藤 功一
幹事 鈴木かおる



ロータリー：
変化をもたらす



第 34 回例会 H.30.3.28 (水) ☀

- ▶開会点鐘 ▶ロータリーソング「我らの生業」
- ▶四つのテスト唱和 大山三起雄さん
- ▶ゲスト ゲンティ ホンケンさん (米山記念奨学生) / 佐川由紀子さん

会長挨拶

佐藤 功一 会長

だいぶ暖かくなってきて、うちの夏椿にも芽が出てきました。いつもより1週間ほど早いような気がします。気分がうきうきする感じですが、花粉症の対策もよろしくお願ひします。

創立記念日には、新竹東北区RCの会長、幹事、会長エレクト、パスト会長3名、会員とご家族、スペインからの青少年交換学生、地区社会奉仕委員長をはじめ、17名もの出席をいただくという連絡が届いております。

多くの出席により、創立記念日を盛り上げていただきたいと思います。

米山奨学生としてお世話してきたケンさんは郡山に就職されたそうですので、これからも機会があれば顔を見せていただきたいと思います。

スマイルBOX報告

津野 順子 副委員長

☺佐藤 功一▶小林由拓さん卓話よろしくお願ひいたします。

☺鈴木かおる▶小林由拓さん次年度に向けてのスピーチもお願ひいたします。

☺岩山 慎一▶小林由拓さんのスピーチを楽しみに！

☺采女真弓 ☺小林真砂子 ☺宗形千鶴 ☺大山三起雄

☺橋本弘幸 ☺増子ふみえ ☺津野順子

お知らせ

小林悦子 青少年奉仕委員長

飯館村への支援のTシャツが仕上がりました。今月末に仕上がって届く予定です。

以前に六本木RCと寄贈したものと同じデザインで、色がいろいろあります。

贈呈式は全校集会の日の4月16日(月)午前10時15分に新校舎で行います。

福島しんたつRCと一緒にいきますので、お忙しいこととは思いますが、ご一緒いただける方は、8時にご集合ください。



米山記念奨学会奨学金授与

味戸誠一郎 米山カウンセラー

昨年5月から今年3月まで、世話クラブとしてケンさんをお世話してきました。あっという間に1年が過ぎ、今日が最後の奨学金授与となります。県南酒販に就職され、これからもしばらくは郡山に住まわれます。

米山記念奨学生挨拶

ゲンティ ホンケンさん

本日で郡山アーバンRCを卒業します。1年間本当にお世話になりました。皆様に支えていただいたことに深く感謝します。皆様のお陰でいろいろなことが勉強でき、良い思い出もたくさんできました。これからは学友会のメンバーとなります。社会人として困難なことがたくさんあることと思いますが、頑張りたいと思います。

1年間お世話になりました。ありがとうございます。



幹事報告

鈴木かおる 幹事

- ① ガバナー補佐が5月30日(水)に今年度最後の訪問をされるそうです。
- ② 全日本ロータリークラブ親睦合唱祭が来年は郡山で開催されます。ホストクラブの郡山南RCから協力を要請されております。詳細は間近になってからご案内されるそうです。
- ③ 地区クラブ奉仕委員会が作成したパンフレットが届いております。活動に役立てて欲しいとのことです。
- ④ 公益財団法人米山梅吉記念館から、春季例祭のご案内が届いております。4月21日(土)に開催されます。



チャリティーコンサートについて

大山三起雄さん

一昨年のクリスマス家族会でシャンソンを歌った佐川由紀子さんが5月19日(土)に郡山市立中央公民館でチャリティーコンサートを行います。出席したい方は事務局にお申し出ください。郡山アーバンRCに後援していただきましたので、ご挨拶に來られました。

ご挨拶 佐川由紀子様

郡山でのチャリティーコンサートに多くの協賛をいただきました。会長に挨拶をいただけるといふことで、御礼にまいりました。皆様と一緒に楽しみたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。



(佐川様手作りのチョコレートをお土産に頂きました。)

プログラム/会員卓話



小林由拓さん

「平成30年 税制改正について」

ちょうど今開催されている国会で審議されている税制改正について、小冊子を皆様にお配りしました。

時間が限られていますので、この中の特例事業承継税制についてお話させていただきます。

経営者にとって、事業の承継は非常に大きな問題であると思います。まずは誰を後継者にするのか、後継者をどうやって育成するか、そして現在の経営者が持つ株式を後継者にどう引き継いで移動するかということがお悩みのところだと思います。

「特例事業承継税制の創設」とありますが、この制度は以前からありました。条件が厳しく、使い勝手が良くないことからあまり利用されてきませんでした。承継する時の税負担は、例えば50年前に資本金1千万円で会社を作り、毎年税引き後の利益が2千万円あったとすると、資本の部の金額は10億円になります。この株式を後継者に移動する時には、相続税は4億5千万円、贈与税となると5億4千万円になります。相続財産の不動産や預貯金、有価証券等は換金性がありますが、自社株は現金に換える方法がありませんので、社歴が長く、株式の評価額が高い会社にとっては、やっかいな問題です。

特例事業承継税制は、今後10年間の時限立法として、適用要件の緩和をはじめ大幅な拡充が行われるということです。

現行では納税猶予、免除される株式は、後継者が会社の株式

の3分の2までの株式しか対象になりませんでした。特例では猶予割合が100%に拡大されます。雇用要件は実質的に撤廃されます。雇用要件を満たせなかった場合でも、維持できない理由を記載した書類を都道府県へ提出すれば納税猶予が継続されます。現行では1人の社長から1人の後継者に対して行われる株式の移動、贈与による株式の移動しか承継の対象になりませんが、特例では代表者である後継者の最大3人まで贈与・相続の対象となり、より幅広い承継パターンに対応されることとなります。

経営環境の変化に応じた新たな減免制度の創設として、現行では景気が悪くなって株式を売却したり、廃業する状態になった時に、株式を承継する時点の株価をもとに納税しなければなりませんでした。特例では売却時や評価額をもとに納税額を再計算し、承継時の株価をもとに計算された納税額との差額を減免することになります。

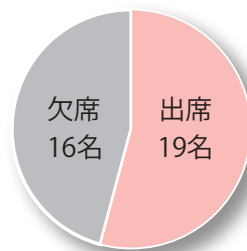
相続時精算課税制度の併用適用の拡充として、推定相続人以外の者への贈与について相続時精算課税の適用が認められます。現行の相続時精算課税は、60才以上の父母または祖父母から、20才以上の子または孫への贈与が対象とされていますが、特例では60才以上の贈与者のどなたでも良くなります。

特例により条件・要件が緩和されると、事業・株式承継が増えることと思えます。

まだ国会を通っておりませんので、詳細は発表されておりません。具体的には会計士や税理士にお聞きいただければと思います。次年度会長として先日PETSに参加しました。組織を決定するにあたり、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

出席報告

小林悦子 副委員長



総員 35名
出席率 54.29%
前回修正率 51.43%

ロータリー財団寄付者

- 采女真弓 ■ 鈴木かおる ■ 橋本弘幸 ■ 宗形千鶴

米山記念奨学会寄付者

- 津野順子 ■ 佐藤功一 ■ 采女真弓 ■ 橋本弘幸
- 大山三起雄 ■ 白岩邦俊 ■ 増子ふみえ

ポリオ寄付者

- 采女真弓 ■ 佐藤功一 ■ 橋本弘幸

閉会点鐘